

いい仕事いい家庭つぎつぎとちぎ通信（平成28年10月1日号）

【今号の内容】

- 「働き方改革」シンポジウムを開催します
- とちぎUIJターン就職サポートセンターをオープンしました
- 確認しましょう！最低賃金
- 事業主の方に骨髄バンクドナー休暇制度に関するお願いです
- ハラスメント対応特別相談窓口を開設します
- 労働相談会を開催します（宇都宮・小山）
- 「地域の特性を活かしたワーク・ライフ・バランス推進セミナー」を開催します
- 改正育児介護休業法が施行されます（平成29年1月1日から）
- 全国労働衛生週間
- 10月は年次有給休暇取得促進期間です
- 毎月第3日曜日はふれあい育む「家庭の日」
- 労政とちぎ9月号を発行しました

「働き方改革」シンポジウムを開催します

高齢化・人口減少の局面を迎え、職場における様々な問題に対応し、魅力ある職場をつくっていくためには「働き方改革」は正面から取り組むべき課題です。

仕事と家庭の両立や女性の活躍推進に取り組んでいる県内企業の参加のもと、オールとちぎ体制で「働き方改革」について考えていきます。

- 1 テーマ 働き方改革で魅力ある職場づくり
～誰もが活躍できる いきいきとちぎ～
- 2 日時 平成28年11月9日（水）13:30～16:00
- 3 場所 栃木県庁研修館4階 講堂
（宇都宮市埴田1-1-20）
- 4 内容
 - (1) 基調講演
働き方を考える～誰もが活躍できる環境づくり
のために～
講師：末廣 啓子 氏（宇都宮大学 キャリア教育支援センター 教授）
 - (2) 働きやすい職場づくりパネルディスカッション

申込方法等の詳細は、こちら（↓）を御覧ください。

http://www.pref.tochigi.lg.jp/f06/hatarakikatatakaikaku_symposium.html

とちぎU I J ターン就職サポートセンターをオープンしました

栃木県への就職を希望する学生のU I J ターン就職に関する様々な相談をワンストップで支援する「とちぎU I J ターン就職サポートセンター」が、J R有楽町駅に隣接する東京交通会館8階のふるさと回帰支援センター内にオープンしました。

本県へのU I J ターン就職に関心のある学生等に対して、貴社のP Rを希望する場合には、下記により会社リーフレット等の貴社P R資料等をご送付ください。

■送付先

●住所

〒100-0006 東京都千代田区有楽町2-10-1
東京交通会館8階

●宛先

「とちぎU I J ターン就職サポートセンター」宛て

■同封資料

- ①会社概要が分かる会社パンフレット 3部
- ②担当者名刺 1枚

■送付条件

「とちまる就活アプリ」における企業情報等の登録

※とちまる就活アプリ企業情報登録ページ

- ・ <https://www.tochimaru-job.jp/company/>
- ・ インターネットから「とちまる就活アプリ」で検索

※問い合わせ先

とちまる就活アプリ事務局 (028-666-7779)

確認しましょう！最低賃金

栃木県最低賃金が時間額775円に！

～改正発効は平成28年10月1日から～

栃木県最低賃金は、栃木県の区域内の事業場で働く全ての労働者とその使用者に適用されます。

一般労働者はもちろん、臨時、パート、アルバイト等にも適用されます。なお、特定の産業には特定最低賃金が定められています。

詳しくは、栃木労働局労働基準部賃金室
(028-634-9109)又は最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

<http://tochigi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/library/tochigi-roudoukyoku/topics/chingin/280901-0930chirashi.pdf>

事業主の方に骨髄バンクドナー休暇制度に関するお願いです

ドナーが安心して骨髄または末梢血幹細胞を提供できるよう、ドナー休暇制度（骨髄提供のための有給休暇制度）の導入にご協力ください！

骨髄バンクを介して骨髄または末梢血幹細胞を提供する場合、通院や入院などで10日程度の休暇が必要であり、ドナーにとって大きな負担となります。

ドナー休暇制度によるバックアップがないために、登録したくてもできない、提供したくてもできないという方がたくさんいます。

ドナー休暇制度は、ドナーが提供等に必要な休暇を制度化するもので、ここ数年、企業・団体での導入も少しずつ増えてきています。

ドナー休暇制度導入企業・団体については、日本骨髄バンクのホームページで紹介されています。

<http://www.jmdp.or.jp/>

ハラスメント対応特別相談窓口を開設します

栃木労働局では、上司・同僚からの妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントや、それらを理由とする解雇等の不利益取扱いについての相談窓口を開設いたします。相談は無料となりますので、是非御活用ください。

※ 職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメントについても御相談いただけます。

期間 平成28年9月1日(木)～平成28年12月28日(水)

受付時間 8:30～17:15

電話番号 028-633-2795

住所 宇都宮市明保野町1番4号 宇都宮第2地方合同庁舎

<http://tochigi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/library/tochigi-roudoukyoku/topics/kinto/20160912harasumentotokubetumadoguti.pdf>

労働相談会を開催します（宇都宮・小山）

栃木県労働委員会では、「パワハラ」「解雇」「雇止め」などの労使関係のトラブルに関する労働相談会を開催します。

<宇都宮会場>

日時 平成28年10月13日（木）13:00～19:00

平成28年10月14日（金）13:00～19:00

平成28年10月16日（日）11:00～17:00

場所 福田屋百貨店宇都宮店（宇都宮市今泉町237）

<小山会場>

日時 平成28年10月21日（金）13:00～19:00

場所 イオンモール小山（小山市中久喜1467-1）

予約・お問合せ 栃木県労働委員会事務局

028-623-3337

※電話により予約された方が優先となりますが、当日参加の方も相談可能です。

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/k04/soudannkaih28.html>

「地域の特性を活かしたワーク・ライフ・バランス推進セミナー」を開催します

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現（年次有給休暇の取得促進、長時間労働の抑制）

のため、2020年までの数値目標として、年次有給休暇取得率70%、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を2008年（10%）の5割減とすることが掲げられており、国をあげてワーク・ライフ・バランスの実現に向け、目標を達成することが求められております。

厚生労働省では、学識経験者による基調講演、先進的な取組事例の発表・紹介を通じて、地域の特性を活かしたワーク・ライフ・バランスの推進のために参考となる情報を提供するセミナーを開催します。

日時 平成28年10月21日（金） 13:30～16:00
場所 TKP 東京駅日本橋カンファレンスセンター
（東京都中央区八重洲1丁目2-16）
申込期限 平成28年10月14日（金）

申込方法等の詳細は、こちら（↓）を御覧ください。

<https://jmar-form.jp/wlb.html>

改正育児介護休業法が施行されます（平成29年1月1日から）

介護が必要な家族を抱える労働者が介護サービス等を十分に活用できるようにすること、また、非正規雇用労働者の育児休業の取得促進や妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱い等の防止を図ることを目的として、育児・介護休業法が平成28年3月に改正され、一部を除き、平成29年1月1日から施行されます。

<改正法の概要>

- 介護休業の分割取得
- 介護休暇の取得単位の柔軟化
- 介護のための所定労働時間の短縮措置等
- 介護のための所定外労働の免除
- 有期契約労働者の介護休業の取得要件の緩和
- 子の看護休暇の取得単位の柔軟化
- 有期契約労働者の育児休業の取得要件の緩和
- 育児休業等の対象となる子の範囲
- 妊娠・出産・育児休業・介護休業をしながら継続就業しようとする男女労働者の就業環境の整備

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>

全国労働衛生週間

10月1日（土）から7日（金）までは、平成28年度「全国労働衛生週間」です。

労働者の健康を巡る状況を見ると、平成27年度の脳・心臓疾患の労災支給決定件数が251人、精神障害の労災支給決定件数が472人となっていること、勤務問題を原因・動機の一つとしている自殺者が約2,200人いること、近年、過労死等が多発し大きな社会問題になっていることなど、職場におけるメンタルヘルス対策や過重労働による健康障害防止対策は重要な課題となっています。

労働者自身や管理監督者、産業保健スタッフが一丸となって健康管理を進め、労働者の健康が確保された職場の実現を目指しましょう。

<スローガン>

「健康職場 つくる まもるは みんなが主役」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000130517.html>

10月は年次有給休暇取得促進期間です

厚生労働省では、年次有給休暇について、2020年までの目標値として、その取得率を70%とすることを掲げています。しかし、直近の取得率は47.6%（平成26年）となっており、近年は50%を下回る水準で推移しています。

1. 働き方・休み方を変える第一歩として、「プラスワン休暇」を実施しましょう。

労使協調のもと、土日、祝日に年次有給休暇を組み合わせて、3日（2日）＋1日以上の休暇を実施しましょう。

2. 年次有給休暇の「計画的付与制度」を活用しましよ

う。

年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を結べば、計画的に年次有給休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度を導入している企業は、導入していない企業よりも年次有給休暇の取得率が5.3ポイント高くなっています。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000135523.html>

毎月第3日曜日はふれあい育む「家庭の日」

家庭は、最も大切な家族のよりどころであり、青少年が基本的な生活習慣や規範意識の基礎を身につけ、人格を形成する上で大きな役割を担う大切な場です。

そこで、家族みんなが話し合う機会をできるだけ多く持つことにより、絆を深め、明るく楽しい家庭づくりを進めるきっかけとするために、県では毎月第3日曜日を「家庭の日」と定めています。

◆家庭では・・・

- ・話し合みましょう
- ・一緒に食事をしましょう
- ・出かけましょう
- ・地域行事に参加しましょう
- ・良い本を読みましょう

◆職場では・・・

- ・子どもの学校行事に参加しやすいような職場の雰囲気づくりに努めましょう。
- ・運動会など家族揃って参加できる行事を実施しましょう。
- ・定期的にノー残業デーを実施するなど、家族団らんのきっかけづくりを支援しましょう。

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/c07/life/seishounen/seishounen/kateinohi.html>

労政とちぎ9月号を発行しました

労政とちぎは、労使関係の安定と労働者福祉の向上

を促進するため、労働者の福祉や能力開発、労働関係
法制度の改正など、多岐にわたる労働に関する情報を
提供する労働情報誌（電子ブック）です。

是非、御覧ください。

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/f06/documents/rouseitochigi.html>

【配信停止】

本メールマガジンの配信の停止を希望する場合は、
お手数ですが、次のメールアドレスまで御連絡くださ
い。

栃木県産業労働観光部労働政策課

rousei@pref.tochigi.lg.jp

TEL 028-623-3218

FAX 028-623-3225